

御前崎市行政改革大綱

平成 18 年 3 月

御 前 崎 市

○ 御前崎市行政改革大綱

第1 行政改革推進の基本方針

原子力発電所の所在市として、財源的に恵まれた本市では、住民の公共福祉を実現するため、社会資本の整備をはじめとする、各種の施策を推進している。

しかしながら、予想を上回る少子高齢化の進行、国際化や情報化の進展など社会経済環境が急激に変化するとともに、国や県においても雇用情勢や景気回復の遅れにより財政環境は厳しいものがあり、原子力発電所関係の税収も恒常的な財源というものではなく、限られた財源の中で安定した行政運営が求められるようになってきている。加えて地方分権や市町村合併の推進と合わせ、各自治体の体質強化により権限移譲はこれまで以上に増加することが予想される。さらには、三位一体改革の推進により、国・地方を通じて引続き厳しい財政環境が続くものと見込まれている。

このような状況の中で、本市が、その特色を活かし、地方分権の時代にふさわしい豊かで自立した地域社会を実現していくためには、徹底した経費の削減や事業の見直しを行い、それによって生まれる財源を地域の将来や市民生活の向上に集中させていくことが最大の課題であり、そのためにも、これまで以上に行政事務の効率化を図るとともに、職員の意識改革を積極的に進めていかなければならない。

加えて、地域経営は地方自治体行政を中心としたものから、住民や民間事業者を中心としたものに変化しつつあり、地域経営の主役が名目だけでなく、住民自身になってきたことを認識し、市民、町内会、企業、団体等も地域社会の一員であることを改めて自覚していただき、自分たちのことは自分で行う住民自治を基本として、市民と行政がそれぞれの役割を明確にし、ともに力を合わせて(協働)、まちづくりに取り組む必要があると考える。

また総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳ネットワークシステム、公的認証サービスなどを活用し、セキュリティの確保にも十分留意しながら電子自治体の推進に努力しなければならない。

平成16年4月に合併した本市であるが、今後も効率ある財政運営と質の高い行政サービスを提供するためにも、更に積極的に行政改革を推し進める必要がある。

このような中、主要プロジェクトの推進を中心とした社会資本の整備をはじめ、市の活性化や住民福祉の増進を図るためには、的確な情勢分析を行い、時代に即応した新たな行政運営の仕組みを確立しなければならない。

このため、以下の点を基本とし、積極的に行政改革を推進していくものとする。

1 基本姿勢

- (1) 住民の公共福祉の充実を図るため、住民の立場に立った住民本位の行政改革の実現

- (2) 生産性の高い効率的、効果的な行財政の実現
- (3) 既存の事務事業について、抜本的な見直しを行い、簡素で効率的な行政運営の推進
- (4) 職員だれもが行政改革の推進役であるとの自覚を持ち、自分にできることから積極的に取り組む

2 推進体制

御前崎市の行政改革は、「御前崎市行政改革推進委員会」において提言される住民の意見等を踏まえ、庁内の推進機関である「御前崎市行政改革推進本部」を中心に、全庁一丸となって推進していくものとする。また市民と協働し、市長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を市長と職員が共有して取り組んでいくものとする。

3 集中改革プランの推進

総務省では平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を発表した。計画的な行政改革の推進と説明責任を果たすために、行政改革大綱の策定又は見直しと集中改革プランの公表を行うことになっている。特に、平成17年度から平成21年度までの間については、集中改革プランを策定して、推進することとなっている。当市においても、別添の行政改革行動計画（集中改革プラン）の実施に向けて、積極的に取り組んでいく。なお、進捗状況を確認しながら、随時計画を見直すものとする。

第2 行政改革推進の具体的方策

1 事務事業の整理合理化

(1) 事務事業の整理合理化

限られた財源の中で、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応していくためには、ゼロベースからの見直しを基本として、重要性・緊急度の低い事業を整理し、コスト意識の徹底による事業の効率化、経費の節減等、より一層の事務事業の整理合理化を図る必要がある。合併により安易に継続するものではなく、事務事業の必要性を再度原点に帰り、適正なサービス・適正な負担を勘案しつつ、市全体を考慮する中で見直す必要がある。また民間委託等の推進の観点から、民間委託の代表的な事例、効果的事例を検討し、積極的かつ計画的な民間委託等の推進を図る。

① 事務事業の効率化、重点化

- ア 御前崎市総合計画の推進
- イ 緊急性や重要性の優先度を踏まえた事業の選別と推進
- ウ スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- エ 費用対効果を踏まえた上でのコスト意識の徹底
- オ 広域行政制度の活用

② 経費の節減

- ア 庁費節減の徹底
- イ 物品及び車両の集中管理についての検討
- ウ 書類や印刷物等の減量化の推進
- エ 文書の管理、保存、処分に関する規程の制定
- オ リサイクルの推進

③ 民間活力の活用

- ア 民間委託の推進及び民間能力の活用（PFI方式の検討）
- イ 指定管理者制度の積極的な導入

④ 地域協働の推進

- ア 行政への住民参画の推進
- イ ボランティア等人的資源の積極的な活用（NPO法人の活用）
- ウ 町内会などの活動主体との連携・協力・支援
- エ 地域協働を実践するための職員の意識改革や勤務体制の整備

⑤ 行政サービスと負担の公平化

- ア 適正な受益者負担による使用料、手数料の見直し
- イ 新しい財源確保の検討

(2) サンセット制度の導入

すべての事務事業について、サンセット制度を導入する。新規事業については、原則的に3年で終了し、事業の成果、投資効果や市民の満足度等の検証を行う。また継続事業についても3年で見直しを行い、継続の可否・廃止・事業の成果、投資効果等の検証を行う。

(3) 行政手続の適正な運用と改善

住民に分かりやすい行政を推進するため、行政手続法の適正な運用を図るとともに、市が条例等に基づいて行う処分や指導等についても、必要な措置を図っていくものとする。

① 行政手続制度の整備と適正な運用

- ア 行政手続法に基づく行政手続の適正な運用
- イ 許認可等手続の簡素化、処理日数の短縮化

(4) 補助金等の整理合理化

補助金は、公益上必要がある場合にのみ、明確な政策目的をもって行われるべきものであることから、金額の多少にかかわらず、すべてについて抜本的な見直しや効果についての検討を行うとともに、公平性の確保や制度の整備に努める。各種団体の自立を促進するために補助金の終期の検討を行う。

なお、貸付金や利子補給等についても、同様の見直しを行うものとする。

① 補助金等の統廃合の推進

- ア 類似補助金等の統合、メニュー化の推進

- イ 零細補助金等の整理
- ② 補助金等内容の見直し（補助基準）
 - ア 補助対象、補助率、目的等についての見直し
 - イ 補助金の終期の設定の検討
- ③ 事務手続の整備
 - ア 御前崎市補助金交付規則及び各種補助要綱の整備
 - イ 交付申請、実績報告等提出書類についての変更
 - ウ 手続の簡素化及び効率化の推進

(5) 地方公営企業の経営健全化等の推進

地方公営企業や地方公社について、民間との適切な役割分担を踏まえた業務の在り方を見直しや民間的経営手法の積極的な導入を図る。併せて給与及び職員数についても、経営状況等を勘案しながら適正化に努める。国から示されている「地方公営企業の経営の総点検」を踏まえ、中期経営計画の策定など積極的に経営を見直すこととする。

2 時代に即応した組織・機構の見直し

行政組織については、これまでも住民サービスの向上や事業の効率的な推進を図るため、見直しを行ってきた。また、行政組織については合併時に再検討したが、さらに、時代に即応した体制作りと迅速に機動力ある組織にするため、住民サービスの向上を第一に効率ある組織作りを目指すものとする。加えて地方分権が進む中で、様々な権限移譲事務をはじめとした新たな行政需要への的確な対応を図るとともに、重点プロジェクトをはじめとする市政の主要施策を推進していくためには、より生産性の高い組織、機構が必要であり、必要に応じて改革・改善が求められる。

また、各種の審議会や委員会等についても、再編整理を検討するとともに、委員構成や人数及び運営方法等の見直しを図っていくものとする。

- (1) 新たな行政需要への対応
 - ① 重点プロジェクト推進体制の整備
 - ② 既存組織の見直し
 - ③ 地方分権等による権限移譲事務への対応
 - ④ 各部課所掌事務の整理合理化
- (2) 委員会等の見直し
 - ① 設置目的の類似したものなど再編整理を図る。
 - ② 委員構成、人数及び運営方法の見直し

3 定員管理及び給与の適正化

(1) 適正な定員管理

今後、各種事業の実施に加え、権限移譲による業務の増加が予想されるが、職員一人一人の業務量を的確に把握し、職員間の負担の公平化に配慮しつつ、全庁

的に適正な配置を図る。定員モデルを参考に適正な定員管理に努め、安易な職員の増員は抑制していくものとする。臨時職員及び嘱託職員についても、単に正規職員の補充をするのではなく、職務内容を充分精査し、雇用期間及び賃金を検討のうえ雇用するものとする。

- ① 定員適正化計画の策定と推進
- ② 計画的職員配置と負担の公平化
- ③ 電算化の推進による効率的な執行体制の整備
- ④ 定員管理状況の公表

(2) 給与の適正化

市職員の給与については、国家公務員の制度を準用し、その適正化に努めてきたところであるが、職務給の原則及び均衡の原則の根本基準を堅持しつつ、周辺市とのバランス及び職員の志気の高揚に配慮しながら、職員給与の適正化を推進する。住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の改革を図る。

- ① 人事委員会（人事院）の給与勧告の尊重
- ② 給与制度についての調査及び研究の実施

能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに効果的な人材育成を図るため、職員が職務行動を通じて発揮した能力等を的確に把握して評価する制度の確立。

4 効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進

(1) 効果的な行政運営

地方行政を取り巻く厳しい環境の中で、活力に満ちた御前崎市を築いていくためには、行政組織が簡素で効率的であることが必須条件であるが、加えてその組織の持つ可能性を最大限に活用していくことが必要である。このため従来の枠組みや慣行にとらわれることなく、組織の柔軟な運用、行政の生産性の向上等、新たな視点に立って効果的な行政運営を図る。

① 組織の柔軟な運用

ア 組織内の定数管理の弾力化

- ・ 業務の繁閑による臨機応変的な支援体制の確立

② 行政の生産性の向上

ア コスト意識の徹底

- ・ 費用対効果を念頭においての業務
- ・ 事務事業評価の実施（行政評価・政策評価・目標管理）

イ 事務処理の改革

- ・ 文書の減量化（ペーパーレス化の推進）
- ・ 情報機器の活用

ウ 責任の明確化と志気の向上

- ・ 若手職員、女性職員の積極的な登用

(2) 職員の能力開発等の推進

高度化、多様化する行政需要に対応するためには、幅広い視野と高度な専門知識を備えた職員を育成していくことが重要である。市に昇格したことにより専門研修をはじめ自主研修・単独研修が要求される。職員の自己啓発を奨励しつつ研修制度の充実を図り、職員の意識改革、能力開発を推進する。

① 多種多様な職員研修の実施

- ア 集合研修への積極的な参加
- イ 国際化・情報化等の専門研修への参加
- ウ 職場内研修の実施
- エ 政策形成能力向上のための研修の実施

② 人事交流の推進

- ア 県との人事交流の実施
- イ 民間への職員派遣研修
- ウ 国との人事交流の検討

③ 自己啓発活動に対する支援

④ 職員提案制度の導入（職員一改革提案）による意識改革

5 行政サービスの向上

行政の効率化や住民に対する行政サービスの一層の向上を図るため、事務の改善を推進するとともに、高度情報処理技術、通信技術を積極的に導入し、国が目指す電子自治体構築を早急に実現する。

(1) 地域組織との連携強化

- ① 連絡調整を密にし、行政に対する住民の反応を把握し、フィードバックを推進
- ② タウンミーティングや市政懇談会の開催

(2) 事務の改善及び高度情報化の推進

- ① 事務改善のための組織の設置
- ② 高度情報化の推進
 - ア 電子入札・電子申請の検討
 - イ 各種証明書の自動交付機の設置
 - ウ ホームページの充実

(3) 情報の公開の発信

個人情報保護に配慮しつつ、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図る。

- ① 情報公開制度の周知徹底
- ② ホームページによる行政情報の発信

③ ケーブルテレビの活用

6 公共施設の利活用及び管理運営

(1) 効率的・効果的な設置及び管理運営

合併し、類似施設等の利活用を検討し、安易に新規建築を行わず、既存の建物の再活用を検討する。

- ① 他の施設との機能、役割分担の明確化
- ② 指定管理者制度を含めた管理委託の検討
- ③ 利用料金の適正化（使用料・手数料等の見直し）
- ④ 計画的な維持補修改善計画の作成